

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和6年8月20日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	柿生学園
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
業務の概要	(1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること (2) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること (3) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に関すること (4) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援に関すること (5) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援に関すること (6) 居宅において介護を行う者の疾病、その他の理由により、介護を必要とする法第4条第1項に規定する障害者に対する、昼間における排せつ又は食事の介護、その他の便宜の供与に関すること（日中一時支援） (7) 施設の維持管理に関すること (8) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
指定管理者	名称：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者：理事長 佐川 道夫 住所：川崎市高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（内線：33619）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、感染症対策を徹底することで、可能な限り利用者の受け入れを行ってきた。また、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで利用実績が回復してきており、十分な量及び質のサービスが提供できた。 ・利用者が安定した工賃及び一時金を得ることができるよう、近隣小学校のフェスティバル、麻生福祉まつり、手をつなぐフェスティバル等に利用者と一緒に出向き、店頭販売を実施した。また、利用者からの意見・要望を反映した出張コンビニ・衣類販売会などの各種イベントも定期的実施した。 ・川崎市自立支援協議会の地域移行部会への参加や地域相談支援センターとの連携を行うことで、利用者の能力及び要望に合った移行支援が行えた。 ・利用者の要望や意見の確認のため、定期的に関催している「利用者の会」において、アンケート等を実施し、要望や意見を聴取、集約をしている。その他、令和5年度には数年ぶりに「利用者会総会」を開催し、「利用者の会」にて聴取、集約した要望や意見を発表し、その後のイベントの企画立案等に反映した。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の知的障害者の日中及び夜間における日常生活上の支援を行う施設として、障害程度が重い方に対しても、利用者一人ひとりのニーズや障害特性を考慮した支援を適切に行った。 ・生産活動や、創作活動の機会を提供し、障害者の自立の促進及び福祉の増進を図ることができた。 ・介助者のレスパイトだけでなく、介助者等の都合により緊急的に受け入れが必要になった際に、短期入所支援・日中一時支援などのサービスを提供し、日中及び夜間における生活支援の場を提供した。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止委員会を月1回実施するなどして、当月に発生した「ヒヤリハット」や「事故」について検証を行い、再発防止に向けた対策を早急に講じるとともに、ヒヤリハットや事故についての情報をデータベース化して、事故の多い時間帯や場所等について全体周知を行うことなどの取組により、前指定期間の平均事故件数15件と比較して、今期の平均事故件数が7件となり、全体的に事故件数は減少傾向にある。 ・有事において安全かつ速やかな避難ができるように、定期的に防災訓練や災害対策会議の開催など、日頃から利用者の障害特性を考慮した防災を意識できるよう努めている。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化に伴う重度化が進んでおり、障害程度が最重度に区分される支援区分6の利用者割合が、令和2年度の60.5%から令和5年度には64.7%に増加しているため、より専門的な支援が行える職員の育成や、地域移行への取組が課題となっている。 ・専門職をはじめとした職員の定着及び人材の確保が課題となっている。 ・築38年を経過し、施設・設備の老朽化が目立ってきている。人材の確保と合わせて、施設・設備機能の維持・改善により、利用者への支援向上に繋げていく必要がある。
5	非公募更新のための条件を満たしているか。 (該当施設のみ)	非公募更新のための条件（①本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更が無いこと ②当初指定期間の管理運営状況が優良であること ③次期指定期間の協定条件について、本市と指定管理者の双方が合意できること）を全て満たしている。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																									
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度報告書等の各種報告に基づいた現地調査や3か月ごとのセルフモニタリング等の結果を確認することにより、施設の管理・運営状況を把握するとともに、必要に応じて施設への連絡等を行い、運営法人が適正に業務を行っているか確認している。 ・施設設備については、指定管理者と連携し、対応が必要な箇所を把握するとともに、必要に応じて、迅速に調査及び修繕を実施した。 																									
2	制度活用による効果はあったか。	<p>(サービスの向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の知的障害者の日中及び夜間における日常生活上の支援を行う施設として、法人のノウハウを活用し、障害程度が重い方に対しても、利用者一人ひとりのニーズや障害特性を考慮した質の高い入所支援や日中活動支援等を適切に行った。 <p>(経費の節減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の経費 当初、指定管理料に含めていた市単独加算を除いたこと、また、障害者自立支援法が施行され、措置費が給付費になったことや給付費の報酬改定等があり給付費が増えたこと等により、指定管理者制度導入当初と比較して、大幅に減少している。 (第1期(平成18年度)) 約 231,570千円 ※予算ベース (第4期(令和5年度)) 約 33,682千円 ※予算ベース ・収支差額 障害者自立支援法が施行され、措置費が給付費になったことや給付費の報酬改定等があり給付費が増えたこと等により、指定管理者制度導入当初と比較して、より安定的な運営ができています。 (第1期(平成18年度)) 約 24,771千円 ※予算ベース (第4期(令和5年度)) 約 104,302千円 ※予算ベース <p>【利用実績】</p> <table border="1" data-bbox="518 952 1420 1344"> <thead> <tr> <th></th> <th>前指定期間の年平均</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所 (定員60名)</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>生活介護 (定員60名)</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>短期入所 (定員4名) (延利用日数)</td> <td>1,315</td> <td>690</td> <td>740</td> <td>1,113</td> </tr> <tr> <td>日中一時 (1日5名) (延利用者数)</td> <td>100</td> <td>38</td> <td>46</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>		前指定期間の年平均	R3	R4	R5	施設入所 (定員60名)	60	60	59	60	生活介護 (定員60名)	60	60	59	60	短期入所 (定員4名) (延利用日数)	1,315	690	740	1,113	日中一時 (1日5名) (延利用者数)	100	38	46	27
	前指定期間の年平均	R3	R4	R5																							
施設入所 (定員60名)	60	60	59	60																							
生活介護 (定員60名)	60	60	59	60																							
短期入所 (定員4名) (延利用日数)	1,315	690	740	1,113																							
日中一時 (1日5名) (延利用者数)	100	38	46	27																							
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が高齢化、重度化している状況を踏まえ、医療的ケアなど専門的な支援が行える職員を育成するとともに、利用者の能力や要望に合った移行支援を実施できるよう、地域相談支援センター等の関係機関と連携していく。 ・本施設の整備について、今後、既存設備の調査等をもとに老朽化の状況を把握しながら、施設整備等の方針について検討を進めていく。 																									
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画において、障害者支援施設については、民間により質の高いサービスが十分に提供されている分野であるため、設置主体を民間に転換し、長期的な視点に立った施設運営、施設運営者の判断による利用者ニーズに応じたサービス内容の変更など効果的なサービスが提供できるよう、公設施設の見直しについて検討することとされ、本施設については、老朽化の状況等を踏まえながら、建替えによる民設化を図ることとしている。なお、建替え実施までの期間は、指定管理者制度により引き続き、公設施設として運営を継続する。</p>																									

4. 今後の事業運営方針について

<ul style="list-style-type: none"> ・柿生学園は、障害者施設として、重度の知的障害者の施設入所支援等を行っており、障害者支援に必要な機能であるため、効果的かつ機能的、安定的に運営していくことが求められる。今後については、引き続き利用者の障害状況等に応じて、適切な支援を提供するとともに、既存設備の調査等をもとに老朽化の状況を把握しながら、施設整備等の方針について検討を進めていく。 ・次期(令和8年度からの5年間)指定期間においては、現行の指定管理者が非公募更新のための条件を満たしていることから非公募更新制を適用する。
